

草津市景観計画



令和7年3月
草 津 市

目 次

序章 草津市の景観づくり	1
--------------	---

第 1 章 草津市の景観特性	4
----------------	---

第 2 章 景観づくりの考え方 ～基本理念～	7
------------------------	---

第 3 章 景観計画区域	8
--------------	---

第 4 章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	
--------------------------------	--

第 1 節 基本目標と方向性	9
----------------	---

第 2 節 地域特性に応じた方向性	12
-------------------	----

第 5 章 景観形成重点地区	
----------------	--

第 1 節 景観形成重点地区の考え方と指定方針	15
-------------------------	----

第 2 節 景観形成重点地区の指定地区	16
---------------------	----

第 3 節 景観形成重点地区の景観形成方針	17
-----------------------	----

第6章 景観計画区域内の行為の制限に関する事項

第1節 届出の対象となる行為	20
第2節 景観形成基準	21

第7章 景観法に基づくその他の個別方針等

第1節 景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針	50
第2節 道路、河川等良好な景観の形成上重要な公共施設 (景観重要公共施設)の整備に関する基本的な事項	52
第3節 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項	53
第4節 広域景観連携における景観形成に関する方針	54

第8章 景観計画の推進

第1節 市民・事業者・行政による景観づくり	55
第2節 「ふるさと草津の心」を育むための主体的な景観づくり	56
第3節 各種制度・施策等の活用や特徴ある景観づくりの推進	59
第4節 SDGsの推進による持続可能な景観づくり	61
第5節 計画の推進体制	61
第6節 計画の見直し	62

参考資料

参考－1 策定経緯	64
参考－2 草津市景観審議会 委員名簿	65

序章 草津市の景観づくり

景観とは

景観とは、地域のもつ基盤としての自然、その上に営まれてきた歴史がつくり出した耕地・山林や集落・街道、そして現代の市民生活が展開しているにぎわいのある市街地や落ち着いた風景をもつ田園等を、それらがどう見えるか、どう感じ取れるかを通して、総合的に捉えるための考え方です。

すなわち景観は、目に見える眺めだけではなく、音や香り、肌から伝わる感覚等視覚以外で感じ取れるもの、さらには地域の歴史の積み重ねにより生まれた風土や文化、そこに根付いた祭りや行事ごと等、また、暮らしの中から生まれる雰囲気等も含め、様々な要素からなる空間（「景」）を私たちが見て感じる（「観る」）ことで捉えられる地域の表情を意味しています。

したがって、現代社会に生きる私たちにとっても、景観はその地域での生活を豊かなものにする重要な要素の一つです。良好な景観があって、私たちは安らかで心地よい、また生き生きとした楽しい地域での生活を享受することができます。また、ほかの地域から訪れる人々に対しても安らぎや楽しさを味わってもらうことができます。良好な景観は、地域の個性や魅力をわかりやすく示すものであるとともに、豊かな生活環境の創出につながり、観光をはじめとした地域間の交流を活発にする効果もあるにちがいありません。

景観計画とは

現代の地域社会では急激な変化が起っています。とりわけ京阪神大都市圏の周辺地区にある草津市では、人口の流動性も高く、土地利用の変化も著しく、そのような変化の中で、良好な景観をつくり出し、それを維持していくためには、地域の実情に応じた景観計画を立案することが必要です。

景観計画とは、平成 16 年 6 月に施行された「景観法」に基づき、「景観行政団体^{（注 1）}」が法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」です。これを受けて草津市では、平成 24 年 10 月に『草津市景観計画』を策定し、良好な景観形成を推進するために、地域の景観特性に応じた景観形成基準を定めています。また、重点的に景観づくりに取り組む地域を景観形成重点地区に指定する等、市民や事業者と行政が一体となり、良好な景観づくりに取り組んでいくための制度を設けています。

『草津市景観計画』は策定してから 10 年が経過し、社会情勢の変化や市街化区域の編入等、計画策定時からの土地利用の変更に加え、広域景観形成の取り組みにより令和 3 年 3 月に大津市と共同策定した『びわこ東海道景観基本計画』の内容を反映させるため、このたび改定を行うこととしました。

草津市景観計画 10 年の成果と課題

『草津市景観計画』が策定されてから 10 年間で、草津市の人口は平成 24 年には約 12.6 万人^(注2) だったのが、現在では 14 万人^(注2) を越えています。全国的には人口減少時代にあっても、草津市は京阪神大都市圏への通勤圏内にあり、多くの転入人口を迎えています。そのため JR 草津駅や南草津駅周辺では高層住宅が建設されるとともに、以前からある商店街・繁華街にも、新しい意匠に満ちたにぎわいのあるまちなみが徐々に生まれています。しかし、このようなまちなかの開発においても、建物の色彩等や広告物のありかたについて、良好な景観づくりを意識するように基準が定められています。

今回、景観計画を改定するために市民の方々にアンケート^(注3)を行いました。景観に対する様々なご意見をいただきましたが、その中に、現在、「de 愛ひろば」や「ai 彩ひろば」となっている草津川跡地公園の良好な景観形成に対する高い評価がありました。天井川という歴史的な景観を活用して、現代の市民生活にうるおいを与える新しい都市景観になっている好例であると考えます。

また、草津市は東海道の宿場として歴史的なまちなみが残っており、とりわけかつての本陣を中心とした一画は、貴重な歴史景観を保持しています。しかし、近年の開発の波はこの一画にとどまらず地区全体にも押し寄せ、古い住宅地を高層住宅に建て替える動きも出てきました。そこで、平成 30 年に景観計画の一部を変更してこの地区を「東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区」とし、新たな景観形成基準等を設けました。こうして住民の方々の生活の利便性を損なわないようにしながらも、全体としての歴史を浮かび上がらせる風景や雰囲気維持に努めています。

一方、草津市は、にぎやかな都市景観や個性的な歴史景観をもつと同時に、その周囲には田園風景や琵琶湖の眺望、河川や山々が広がり、水と緑の豊かな自然景観にあふれています。

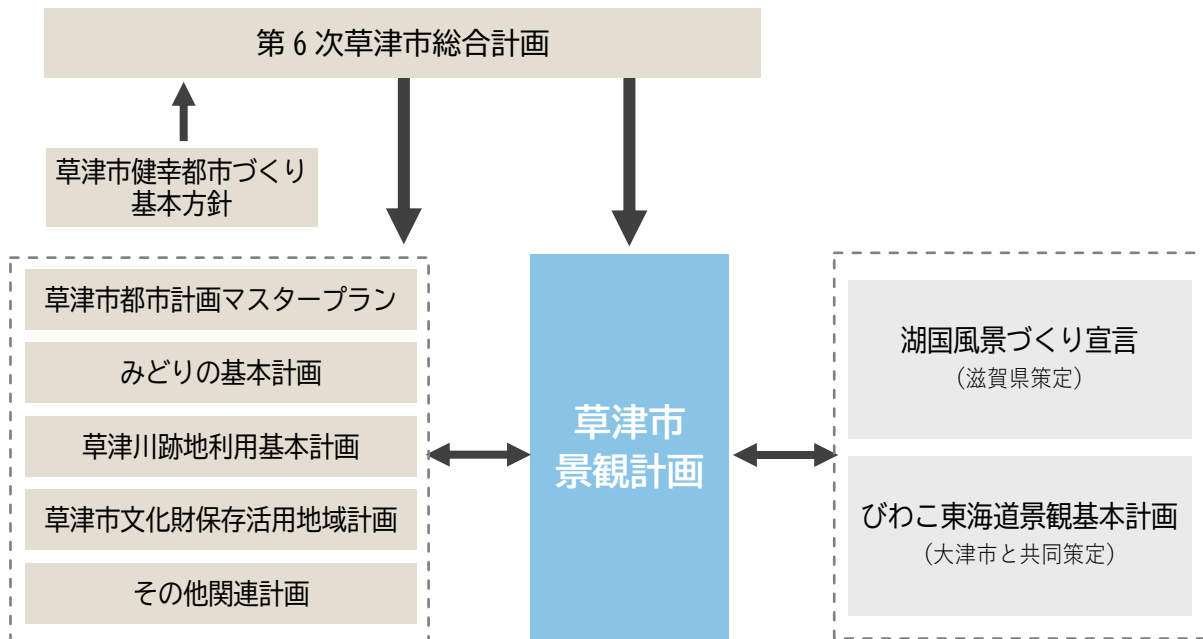
しかし、草津市では人口増加や新たな開発行為に伴い市街地が拡大してきており、落ち着いた田園風景の中にも幹線道路が走り、その沿道には商工業施設等が建ち並び等、自然景観と都市景観との調和が課題となっています。

今後、新しい景観計画のもとで、これまで以上に市民とともに地域の実情に応じた安らかで心地よい景観づくりを進めていく必要があります。

草津市景観計画の位置づけ

本計画は、上位計画である『第6次草津市総合計画』に即するとともに、『草津市都市計画マスタープラン』等の関連計画と整合を図りながら作成を進めます。あわせて『第6次草津市総合計画』を補完する位置づけである『草津市健幸都市づくり基本計画』に掲げる“健幸都市づくり”にも繋がるように留意します。

また、滋賀県が策定する『湖国風景づくり宣言』や、隣接する大津市と共同で策定した『びわこ東海道景観基本計画』、その他草津市の各分野における関連計画との連携を図りながら景観形成を推進していきます。



本計画における景観づくり

良好な景観をつくるには、景観は地域の貴重な共有財産であることを認識し、市民や事業者と行政が協働で景観づくりに取り組んでいくことが重要です。そして、つくられた良好な景観を守り、活かし、育み、より良い形で未来に引き継いでいかなければなりません。

このような良好な景観をつくりたいという意欲と実践から、市民をはじめ多くの人々のまちへの愛着や誇りが育まれるのではないのでしょうか。

本計画では良好な景観の創出や保全等を図るため、これまでの景観づくりを継承し、あらためて景観づくりの仕組みを定めていきます。

(注1) 「景観行政団体」とは、景観法に基づき、良好な景観の保全・形成のための景観施策を実施する自治体のことで、知事との協議により移行することができます。草津市は平成23年6月に「景観行政団体」となりました。

(注2) いずれも住民基本台帳による人口を示しています。

(注3) アンケートの結果は、草津市HP「草津市の景観に関するアンケート」を参照してください。
<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/keikaku/miryoku/keikankeikaku.files/anke-to.pdf>

第1章 草津市の景観特性

草津市は、琵琶湖の南部東岸に位置し、東に湖南アルプスを望み、これに続く丘陵部から琵琶湖の中央までが草津市域です。湖の対岸にある比良や比叡の山並みが空と交わって、まちの背景となっています。

琵琶湖周辺に広がる平地部は、主に農地と集落からなり、市域中央部とそれを挟む地域は、主に住宅用地や商業用地として利用されています。丘陵部にも田園と集落があり、一部山林等も残されているほか、大学や工場等の大規模な施設も立地しています。

そこで、草津市の地形や土地利用を、自然的要素、歴史的要素、都市的要素の3つに大別してその景観特性をみると、以下のように整理できます。



自然的要素

●はるかな空とみずみずしい琵琶湖

琵琶湖沿岸には、ヨシ原等の貴重な自然景観が残されており、琵琶湖と対岸の比良山や比叡山が空と一体となった景観が広がっています。また、湖岸を背に東の方向には、湖南アルプス（たなかみやま太神山、やはすがだけ矢筈ヶ岳、ささまがだけ笹間ヶ岳）を彼方に一望できる、うるおいのある心地よい景観が広がっています。

●自然と共生した田園地域

琵琶湖周辺の平地部は、広い農地と点在する集落、鎮守の森等、良好な田園景観を形成しています。また、丘陵部にも田園地域や集落、山林等による、緑豊かな景観を形成しています。

●まちにうるおいと憩いをもたらす河川

丘陵部から琵琶湖に注ぐ河川はまちにうるおいをもたらし、多くの人々が集い憩う、地域の重要な景観資源として活かされています。

●丘陵部にやすらぎをつくる緑

市域南東部の丘陵部には木々が生い茂り、緑豊かなロクハ公園は市民の憩いの場となっています。これらの丘陵部に広がる緑は人々にやすらぎを与える景観として親しまれています。



歴史的要素

●往時の面影を今につたえる草津宿

草津宿は東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として栄え、国指定史跡である草津宿本陣は往時の様子を今に伝える建築物として、追分道標等とともにふるさと草津のよりどころの一つとなっています。

●人々の往来と出会いが紡ぐ旧街道

東海道、中山道や、「急がば回れ」で有名な矢橋の帰帆に通じる矢橋道等には、近代家屋の中に一部、古くからの木造建築物等が残されており、発展を続ける中で、街道筋で暮らし続けてきた人々の様子が息づいています。

●地域の愛着と誇りが受け継ぐ歴史文化資源

市域には、平成 30 年に日本遺産に認定された芦浦観音寺をはじめ、文化財（建造物）に指定される寺社等が数多くあります。これらの建造物を有する神社では、令和 4 年にユネスコ無形文化遺産「風流踊」の一部として登録された草津のサンヤレ踊りが奉納され、当日には、古くからの歴史が今に受け継がれている姿を見ることができます。

これらの歴史文化資源は、地域の人々によって愛着と誇りをもって受け継がれ、重要な景観資源の一面も有しています。



追分道標



サンヤレ踊り（下笠）

都市的要素

●にぎわいと新たな活力を生む駅周辺

J R草津駅およびJ R南草津駅周辺は、大型商業施設や高層住宅が集積する等、にぎわいのある市街地が形成されています。

●新たなシンボルとなる草津川跡地公園

まちよりも高い位置に川が流れる天井川であった旧草津川は、現在、河川としての役割を終え、平成29年4月に草津川跡地公園（区間2、区間5）として供用を開始して以降、草津市独自の新たなまちのシンボルとなっています。この草津川跡地公園は、豊かな緑に囲まれ、各区間のテーマを活かした魅力的な空間として市民に愛され、人々のコミュニティを形成する拠点となっています。

●産業・研究・文化・福祉等が交流する丘陵部

丘陵部の一部は、大学や工場等の産業・研究機関や、文化・福祉・医療機関等によって大規模な施設が立地しています。また、草津田上インターチェンジで結ばれた新名神高速道路との接続により、様々な機能の交流を促す拠点となっています。

●地域の特性を映す多様な住宅市街地

市域中央部は、商業施設や中高層の住宅等から形成された市街地が広がっています。また、市域中央部の市街地から琵琶湖側および丘陵部側には、低層住宅地を中心とした住宅市街地が広がっており、成熟した閑静な佇まいの住宅地や、若い世代が数多く暮らす新しい住宅地等、多様な世代のまちが広がっています。

●主要な国土軸等が貫く交通の要衝

国道1号をはじめ、京滋バイパス、山手幹線等の国土幹線軸や高速道路が通過し、現在でも交通の要衝となっています。また、沿道には商業・業務施設等の立地が進んでおり、これら施設の広告物が立ち並んでいます。



第2章 景観づくりの考え方 ～基本理念～

自然豊かな琵琶湖に面する草津市は、湖岸沿いには広大な農地が広がり、湖辺からは対岸の比良、比叡の山並みをはじめ、湖南アルプスや三上山等の全景を眺望でき、碧い空と湖の広がりを実感できるまちです。

また、東海道と中山道の分岐・合流する街道のまちとして栄えた草津市には、草津宿本陣や旅人を導く道標等が残り、みちの中に趣のある歴史文化を感じることができます。

一方で、県内でも有数の乗降客数を誇るＪＲ草津駅やＪＲ南草津駅の周辺には、商業施設が集まり、高層住宅が建ち並ぶほか、草津川跡地整備事業により新たなコミュニティ空間が生まれる等、利便性に優れた質の高い都市生活を送ることができるまちです。

高度経済成長を経て、安定した成熟化社会を迎えようとする中、美しく質の高いまちを創造することによって、暮らしの豊かさが実感でき、みんなで創り出したまちの姿を、共通の財産として次世代に引き継いでいくことが求められています。

そのため、これらの自然景観を活かし、地域らしさを醸し出している歴史景観を守り育むとともに、美しい都市景観を創出するため、草津が持つ均衡のとれたこの３つの景観特性を活かし、より高めていくこととします。その上で、みんなが「ふるさと草津の心」を育んでいく必要があります。

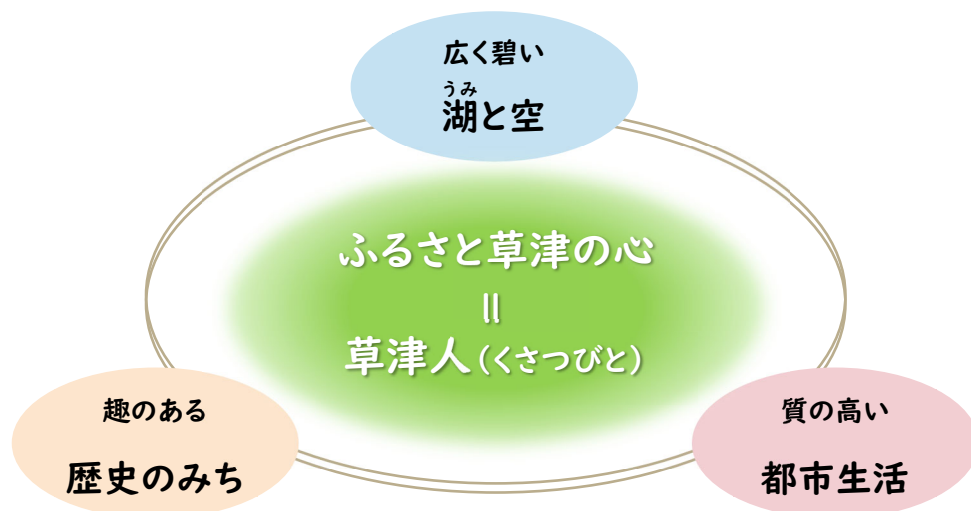
草津市の景観づくりの考え方（基本理念）

「ふるさと草津の心」を育む景観づくり

～“広く碧い^{うみ}湖と空”、“趣のある歴史のみち”、“質の高い都市生活”が調和する～

「ふるさと草津の心」を育んでいくためには、次代を担うこどもたちとともに、良好な景観に親しみ、学び、まちの自然や歴史文化に対する深い理解とまちを愛する心を持った草津人（くさつびと）を生み出していく必要があります。

このような草津人（くさつびと）とともに、心地よさが感じられる草津市の景観づくりをすすめていくこととします。



第3章 景観計画区域

草津市は、琵琶湖岸から対岸の山並みを望む景観、琵琶湖周辺の広がりのある田園集落景観、鉄道駅周辺の都市的景観、旧街道の歴史的景観、落ち着いたたたずまいの住宅地景観、市域東部の丘陵部の景観等、全市域にわたって、特徴ある景観が形成されています。

これら特徴ある景観を守り、育み、創り出していくとともに、すべての市民が、ふるさと草津の景観への意識を高めていくことができるよう、本市全域（琵琶湖を除く）を景観計画区域に定めます。



第4章 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

第1節 基本目標と方向性

基本理念の実現に向けた取組の方向性として、景観づくりの基本目標を、「自然景観」、「歴史景観」、「都市景観」の3つの視点から設定します。

自然景観

空・山・湖^{うみ}がつながる 広がりのある風景を大切にする

●琵琶湖岸の碧い湖と空が広がる風景を保全する

市域の西側に広がる琵琶湖沿岸は、ヨシ原等の自然環境が残され、対岸の山並みと空が一体となった広がりのある景観を生み出しています。この広がりのある景観は、ふるさと草津を感じる代表的な景観として親しまれています。

これら琵琶湖沿岸一帯の景観について、近隣の景観行政団体等と連携し、保全を図ります。特に、琵琶湖を挟んで互いに「見る・見られる」の関係にある大津市とは、『びわこ東海道景観基本計画』に基づいて連携し、対岸景観の保全を図ります。

●広い農地と鎮守の森、集落からなる田園風景を保全する

琵琶湖岸や丘陵部の田園地域には、鎮守の森が点在する等、日本の原風景にみられる田園景観が広がっており、自然とともに暮らす人々の息吹きが感じられます。

これら人々の暮らしを感じ、広がりのある空を生み出す田園景観の保全を図ります。

●地域にうるおいと安らぎをもたらす水・緑空間の景観の形成を進める

市域の主要な河川等による水・緑空間は地域にうるおいをもたらす重要な空間となっています。

これら水・緑空間について、人々の憩いの空間として積極的に緑を配し、周辺も含めて景観の形成を図ります。

●丘陵部のまとまりのある緑を保全する

市域南東部の丘陵には一定規模のまとまった緑が残されており、市民の憩いの空間としての役割を果たしています。

これらのまとまった緑が生み出す、うるおいある景観の保全を図ります。



いにしえ

古の歴史・文化が暮らしに 薫る風景を次代に引き継ぐ

●草津宿の歴史文化を継承し、魅力ある歴史的まちなみ景観として保全・再生を図る

草津宿は東海道と中山道が分岐・合流する宿場町であり、国指定史跡草津宿本陣は往時の様子を今に伝え、ふるさと草津を代表する建築物として市民の誇りとなっています。また、この周辺には、歴史文化資源が残っています。

こうした宿場町の魅力を身近に感じ、ふれあうことができる歴史的なまちなみ景観の形成をめざし、保全・再生を図ります。

●人々が暮らしの中で伝統を受け継ぐ、歴史街道景観の保全・創造を図る

東海道、中山道、矢橋道沿い等には、分岐点を示す道標等が残されており、人々の暮らしの中に伝統が受け継がれています。

これらの歴史的な旧街道について、歴史資源としての活用を図るとともに、地域の人々によるまちづくりとの連携を図ります。また、東海道沿道においては、『びわこ東海道景観基本計画』に基づき、大津市と連携しながら連続的な景観の保全・創造を図ります。

●地域の歴史文化資源を活かし、愛着を感じる景観づくりを進める

市内には、敷地が国史跡に指定され、重要文化財建造物2棟を有する芦浦観音寺跡等、神社や寺院等に代表される歴史のある文化財が残されており、所有者および地域の人々の力によって、大切に受け継がれています。

これらの歴史的な要素については、愛着と誇りを感じる歴史文化資源として保全するとともに、サンヤレ踊り等の民俗芸能が奉納される空間等として活用を図ります。



芦浦観音寺表門



草津宿本陣

居心地の良さを実感できる、 快適で質の高い美しい都市を創り出す

●駅周辺に快適で質の高い美しい都市景観の創出を図る

県内でも有数の乗降客数を誇るＪＲ草津駅、ＪＲ南草津駅周辺には、商業・業務・住宅等多様な都市機能が集積し、多くの人々が行き交い、活力とにぎわいにあふれています。

こうした利便性の高い駅周辺地域について、居心地が良く、質の高い、ふるさと草津の顔となる都市景観を創出していきます。

●まちと暮らしにうるおいを導く、自然豊かで魅力ある都市景観の創出を図る

草津川跡地公園は、日常の喧騒から離れ、緑を感じる憩いの場として、多くの人々が集い、にぎわいを創出しています。こうした人々のコミュニティ空間を守りながら、これまでにない先進的で魅力的な空間を目指し、草津市独自の都市景観を創出していきます。

●周辺の緑と調和した学術・文化交流拠点にふさわしい都市景観を形成する

市域の南東に位置する丘陵部は、産業、研究等の学術分野や医療や福祉、文化等の機能を持つ施設整備が進み、敷地内緑化や周辺の緑により都市環境としての調和が保たれています。

これらの周辺の緑と調和を保ちつつ、整然とした良好な都市景観の形成を図ります。

●地域の特性を活かした良好な住宅地景観の形成を進める

市内の既成市街地や新市街地では、一定の歳月を経て成熟した落ち着きのある佇まいの住宅地や若い世代の多い住宅地等、それぞれ特徴のあるまちなみを形成しています。

これらの住宅地について、地域の特性を活かしつつ、地域住民の主体性を尊重し、ゆとりと緑にあふれたうるおいのある都市景観の形成を進めます。

●周辺環境に調和した良好な沿道景観の形成を図る

市域の幹線道路沿いには商業・業務施設が集積しており、にぎわいのある景観を形成しています。以前は原色を多用した広告物が林立する地域が見られましたが、近年、周辺環境と調和するように配慮された広告物等が増え、景観が改善されています。

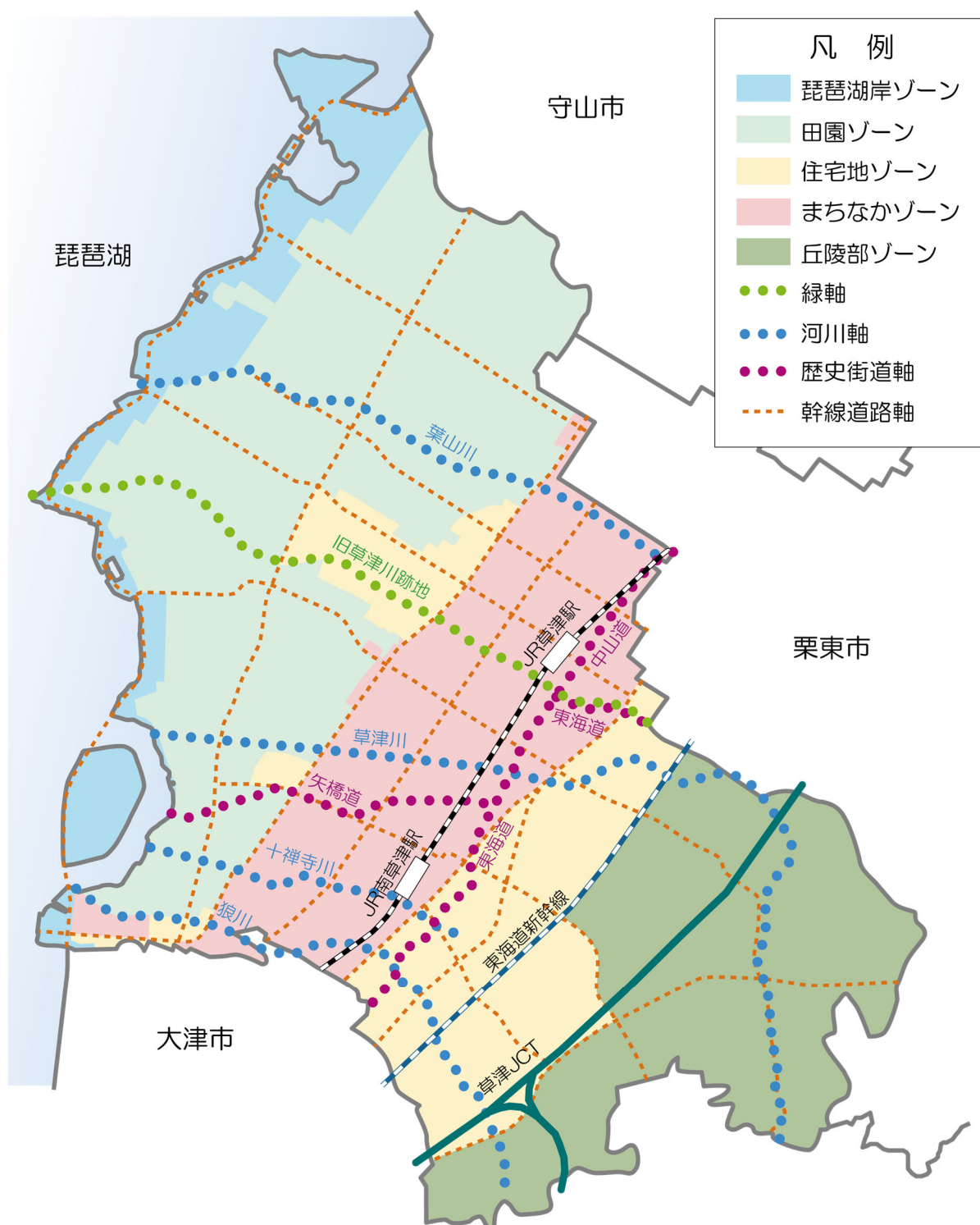
今後はさらに統一感のある良好な沿道景観の形成を図ります。



第2節 地域特性に応じた方向性

景観づくりの基本方針を定めるにあたり、地域特性に応じた方針とするため、草津市内を「琵琶湖岸ゾーン」、「田園ゾーン」、「住宅地ゾーン」、「まちなかゾーン」、「丘陵部ゾーン」に分け、それぞれの方針を定めます。

また、特徴ある景観が連続する河川や緑地、街道筋、幹線道路沿いについて、それぞれを「緑軸」、「河川軸」、「歴史街道軸」、「幹線道路軸」として位置づけ、それぞれ方針を定めます。



琵琶湖岸ゾーン

～琵琶湖岸と一体となった景観を形成しているゾーン～

- ヨシ原や砂浜等が形成する琵琶湖岸の自然的景観の保全を図るとともに、湖周辺においては、緑化を進める等、うるおいある景観の創造を図ります。
- 湖岸から対岸の比良・比叡、東の湖南アルプスの山並みや空の眺望が楽しめる景観の保全を図ります。
- 建築物や工作物の形態や色彩等に配慮し、琵琶湖岸の自然豊かな景観との調和を図ります。
- 滋賀県景観計画において、「琵琶湖景観形成地域」「琵琶湖景観形成特別地区」に指定されていた地域は、景観形成重点地区に位置付け、引き続き良好な景観形成を図ります。



柳平湖

田園ゾーン

～琵琶湖岸と一体となった田園景観が広がるゾーン～

- 農業施策と連携し、広がりのある田園景観や集落、鎮守の森等が田園と一体となった集落景観の保全を図ります。
- 建築物や工作物の形態や色彩等に配慮し、広々とした田園景観や集落景観との調和を図ります。



湖岸から広がる田園風景

住宅地ゾーン

～まちなか周辺に広がる住宅地ゾーン～

- 低層の住宅地が広がる地域について、緑化等うるおいある空間をつくり、統一感のあるまちなみ景観の維持・創造を図ります。
- 中高層・低層住宅、商工業施設が混在する地域について、地域特性に応じた良好な景観の再生・創造を図ります。
- 建築物や工作物の形態や色彩等に配慮し、周囲のまちなみとの調和を図ります。



住宅地の中の緑の小道

まちなかゾーン

～草津市の中心市街地であり、商業・業務施設等の都市的機能が集積するゾーン～

- うるおいや豊かさを感じるまちなか居住や、『草津市健康都市づくり基本方針』に基づく「歩きたくなるまちづくり」の推進等の取組により、都市としての魅力ある景観の創造を図ります。なかでも、JR 駅周辺において、官民の共創により、「居心地が良く歩きたくなる」ウォーカブル^(注4)な都市形成を進め、人中心のにぎわいある都市景観を形成します。
- 駅前広場周辺において、総合的なデザインコントロールを図ります。
- 建築物や工作物の形態や色彩等に配慮し、周囲のまちなみとの調和を図ります。



南草津駅周辺

丘陵部ゾーン

～市域南東部の丘陵が広がるゾーン～

- 丘陵部の緑等、まとまりのある緑や里山の維持管理を適正に行い、緑豊かな景観の保全・活用を図ります。
- 建築物や工作物の形態や色彩等に配慮し、背後の山並みや周囲の緑との調和を図ります。



丘陵部の田園

(注4) 「ウォーカブル」とは、「walk（歩く）」と「able（できる）」を組み合わせた造語で、「居心地が良く、歩きたくなる」都市の状態のことです。

緑軸

- 草津川跡地公園の適正な管理を行うとともに、草津川跡地利用基本計画に基づき、魅力的な空間の整備を行い「琵琶湖と市街地をつなぐ緑軸」として、人と自然・人と人がつながる景観づくりを進めます。
- 建築物や工作物の形態や色彩等に配慮し、草津川跡地公園との調和を図ります。



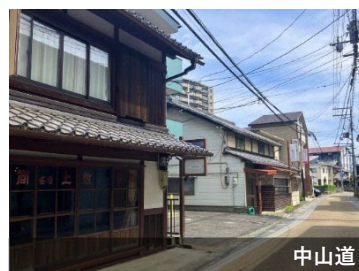
河川軸

- 主要河川と河川周辺の緑の適正な管理を行い、うるおいある景観の保全を図るとともに、水辺の親水空間の創造を図ります。
- 建築物や工作物の形態や色彩等に配慮し、うるおいある河川景観との調和を図ります。



歴史街道軸

- 東海道、中山道、矢橋道等、かつての街道沿いに残された歴史的なまちなみ景観の保全を図るとともに、歴史的建築物の活用を進め、地域のにぎわいある景観づくりを図ります。
- 建築物や工作物の形態や色彩等に配慮し、歴史的景観との調和を図ります。
- 滋賀県景観計画において、「沿道景観形成地区」に指定されていた地域は、景観形成重点地区に位置付け、引き続き良好な景観形成を図ります。



幹線道路軸

- 沿道の屋外広告物の規制、誘導等により、落ち着いた景観形成を図ります。
- 建築物や工作物の形態や色彩等に配慮し、街路樹の連続性を図り、個性ある沿道景観の創造を図ります。



第5章 景観形成重点地区

第1節 景観形成重点地区の考え方と指定方針

重点的に良好な景観の保全・活用や新たな都市景観の創出を図るべき地区を、『景観形成重点地区』に指定します。

『景観形成重点地区』においては、それぞれの地域特性に応じた景観ルールづくりや、景観誘導を図るための支援策等の各種施策の展開を図っていくこととします。

景観形成重点地区の指定方針

●豊かな自然環境が残されている地区

- ・琵琶湖岸や里山、水辺等貴重な自然環境が残されている地区
- ・農村集落や鎮守の森等、周辺の自然環境と一体となって良好な景観を形成している地区

●草津の歴史文化が残る地区

- ・歴史文化の面影が残るまちなみ景観を活かし、積極的に保全・再生していく地区
- ・神社や寺院等、地域の歴史文化が受け継がれている地区

●まちのにぎわいや活力とともに、うるおいがあって質の高いまちなみ景観や都市景観の創出に向けて取り組む地区

- ・たくさんの人が暮らし、行き交う駅周辺地区および交通の要衝としてのインターチェンジ周辺地区
- ・商店街のように回遊性があり、まちのにぎわいやふれあいを創出していく地区
- ・丘陵部における福祉・医療・学術・研究・文化の広域交流拠点地区

●市民・事業者が積極的に景観づくりに取り組む地区

- ・市民や事業者が景観づくりを行う団体として積極的な活動を展開している地区
- ・市民や事業者が景観づくりに向けたルールづくりに取り組んでいる地区

景観形成重点地区における景観の保全・活用や創出を推進するため、市民や事業者が主体となって取り組む景観づくりへの支援等、各種の景観施策を展開していきます。

第2節 景観形成重点地区の指定地区

滋賀県景観計画で指定されていた「琵琶湖景観形成地域（琵琶湖景観形成特別地区含む）」、「沿道景観形成地区」について、それぞれを「琵琶湖岸景観形成重点地区」、「伝統的沿道景観形成重点地区」に指定しています。

また、史跡草津宿本陣が残る本陣通りを「東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区」に指定しています。

景観形成重点地区については、指定方針に基づく地区について追加指定を検討し、地域住民等関係者と協議を行い、随時指定していきます。

名 称	区 域
琵琶湖岸景観形成重点地区	滋賀県景観計画で指定されていた「琵琶湖景観形成地域（琵琶湖景観形成特別地区含む）」の範囲
伝統的沿道景観形成重点地区	滋賀県景観計画で指定されていた「沿道景観形成地区」の範囲
東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区	市道宮町渋川線のうち、県道山田草津線との交差点から市道草津2号線との交差点までの区間で、道路中心線から15mの区域



第3節 景観形成重点地区の景観形成方針

琵琶湖岸景観形成重点地区

現況と特性

琵琶湖岸では、内陸側に田園が広がっており、空と湖が眺望でき、のどかで美しい景観を形づくっています。

また、琵琶湖辺で営まれてきた生活文化を反映する落ち着いた集落景観が見られます。特に、古くからの民家や社寺は、それらの敷地の樹木、樹林、ヨシ原等とともに、独特の歴史的雰囲気を感じさせています。

湖水面に最も近い部分には、ヨシ原、湖畔林、砂浜等の琵琶湖の景観を特徴づけるものが集中的に分布しており、良好な自然景観が形成されています。

基本目標：～美しい空と湖が望める、歴史と自然が息づく景観づくり～

- 美しい空と湖の眺望を守る景観づくり
- 琵琶湖とその周辺の自然景観と調和した景観づくり
- 琵琶湖辺の暮らしの営みが感じられる景観づくり
- 緑豊かな景観づくり
- 住民協働による景観づくり

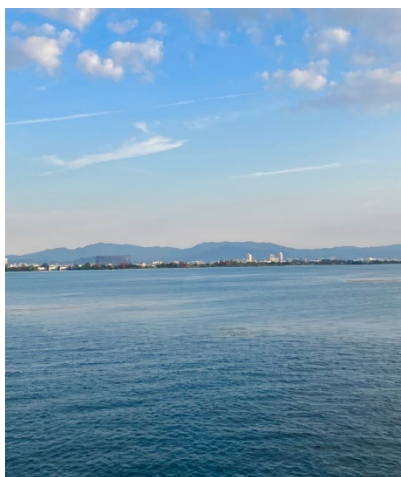
基本方針

内陸側に広がる田園の景観の保全を図るとともに、琵琶湖上およびその湖岸から見た場合に感じられる水平的な単調さを立体的に補い、うるおいと変化のある琵琶湖の景観を創造するため、湖辺および湖岸道路沿いの修景緑化を進めます。

また、その地域の自然特性を考慮し、できるだけ生物の生息環境にも配慮します。

集落内の建築物等については、周辺景観と調和した形態、色彩等について配慮するとともに、敷地の緑化に努めることにより、緑豊かな湖岸景観の形成を図ります。

また、大津市と連携し、対岸景観に配慮した水辺の景観の保全、創造を図ります。



伝統的沿道景観形成重点地区

現況と特性

中山道は、古くから多くの人が行き交う交通の要衝として栄えてきました。

近年、中山道と一部重なる主要地方道大津能登川長浜線（県道2号）の沿道は、大都市地域への通勤、通学圏にある本市内において、ＪＲ駅に近く、利便性が高いことから、市街化が進みつつあります。

基本目標 ～親しみとうるおいのある沿道の景観づくり～

- 歴史の面影と現代の暮らしが調和した景観づくり
- 緑あふれる景観づくり
- 住民協働による景観づくり
- 安全・安心に配慮した住みよい景観づくり

基本方針

かつての街道筋の面影を残すまちなみの保全と調和に努めるとともに、沿道の土地利用計画と整合を図りながら沿道の活性化に配慮し、親しみとうるおいのある沿道の景観形成を推進します。

そのため、道路は緑化に努めるとともに、道路施設等に歴史的な景観配慮を行い、伝統的空間の形成を図ります。建築物や工作物は、壁面線の統一に配慮するとともに形態、意匠等は周辺の景観との調和を図ります。



現況と特性

草津宿は東海道と中山道が分岐・合流する宿場町であり、国指定史跡草津宿本陣は往時の面影を今に伝え、ふるさと草津を代表する建築物として市民の誇りとなっています。街道沿道や路地には、分岐点を示す道標等が残されており、伝統を受け継ぐ人々の暮らしの中に息づく歴史を感じることができます。

基本目標 ～歴史街道の佇まいとにぎわいを創出する景観づくり～

- 歴史街道としての佇まいを感じる景観づくり
- 時とともに魅力が高まる景観づくり
- まちのにぎわいを創出する景観づくり
- 住民協働による景観づくり
- 安全・安心に配慮した住みよい景観づくり

基本方針

史跡草津宿本陣等が残る東海道沿いの歴史的なまちなみを活かし、歴史街道の佇まいとにぎわいを創出する景観形成を推進します。

そのため、建築物、屋外広告物および工作物等が違和感なくまちにとけ込むよう、店舗や地域のコミュニティスペースの活用を図り、歴史的な趣を残す工夫をする等、通りの個性や魅力を高める景観の創出に努めます。

また、東海道沿道として大津市と連携し、行き交う人々の興味関心を高めるとともに、沿道景観の保全、創造を図ります。

